

「大船渡市赤崎町林野火災」により被災された方に対する 手数料の免除のお知らせ

被災された皆様方に対しまして心よりお見舞い申し上げます。

令和7年3月31日
岩手県環境生活部
岩手県保健福祉部

1 内容

「大船渡市赤崎町林野火災」（以下「大船渡林野火災」という。）により被災された方に対し、環境生活部及び保健福祉部が所管する各種手続きの手数料を免除します。

2 免除する手数料等の一覧及び問い合わせ先

別紙のとおり

3 対象者

区 分	(1) 免許等の再交付 (別紙1に記載されている手数料中、「※1」の手数料が該当)	(2) 飲用水試験 (別紙2が該当)	その他
			(3) 大船渡林野火災により被災された方 (別紙1に記載されている手数料から左記(1)を除いた手数料が該当)
対象者	大船渡林野火災により免許等が焼失したこと等により、再交付が必要な方	住所又は採水場所が大船渡市の避難指示が発令された区域の方（ただし、1世帯あたり免除期間内において1度に限る）	市町村が発行するり災証明書等により被災したことを確認できる方 (その事業の一部又は全てを対象とする。)

4 免除期間

被災した日（令和7年2月26日）から令和8年3月31日まで

5 免除申請に必要な書類（既存の提出書類に加え窓口に提出が必要なもの）

書 類	(1) 免許等の再交付	(2) 飲用水試験	その他
			(3) 大船渡林野火災により被災された方
手数料免除申請書（様式1）	○	○	○
市町村が発行するり災証明書（写しでも可としますが、窓口に原本を持参し担当者の確認を受けること）	○ ※1		○ ※2

※1 り災証明書の発行が受けられない方は申立書（様式2）

（車両に免許等を保管しており、その車両がり災した場合など）

※2 免許等の再交付に併せて書換え手続きを行う場合には、添付を省略することができます。

(旧姓等免許の情報を書換えした上で、再交付を行う必要がある場合など)

6 手数料の還付（返還）

手数料の免除対象者であって免除期間の間に免除の対象となる手数料を既に納付されている方は、この手数料の還付（返還）を受けることができます。

手数料の還付（返還）を請求される場合は、5 (1)～(3)の書類に加え次の書類が必要となります。（還付（返還）請求期間は4の免除期間内に限ります。）

○「手数料還付（返還）金請求書」（様式3）

※本人名義の口座に係る銀行名、支店名、口座種別及び口座番号が必要ですので、通帳の写し（口座名義、銀行名、支店名、口座種別及び口座番号が確認できる部分）を添付してください。

別紙1

岩手県手数料条例に基づく手数料の全額を、次のとおり免除します。

- 1.手数料を免除する根拠
「岩手県手数料条例第4条」
- 2.減免する手数料及び金額
免除する手数料は下表のとおりとし、その全額を免除します。
- 3.免除する期間
令和8年3月31日まで
- 4.免除を受けることができる方
「大船渡市赤崎町林野火災」により被災された方（詳細はお知らせをご覧ください。）
注1：備考欄に「※1」のついている手数料は、免許等の再交付が必要な方でり災証明書の交付を受けられない方を含みます。
- 5.手数料の所管課及び問い合わせ先
・県庁担当課
環境生活部 1、2環境保全課、3～5自然保護課、6～10県民くらしの安全課
保健福祉部 11～18医療政策室、19長寿社会課、20、21子ども子育て支援室、22健康国保課
23環境生活部、24両部共通
・振興局等担当
広域振興局保健福祉環境部及び保健福祉環境部保健福祉環境センター（※長寿社会課及び子ども子育て支援室所管事務は、県庁のみ対応となります。）

番号	手数料等の名称	金額	添付書類	県庁所管課	備考
1	汚染土壌処理業許可証書換え手数料	1,400	り災証明書	環境生活部 環境保全課	
2	汚染土壌処理業許可証再交付手数料	1,400	り災証明書※申立書2	環境生活部 環境保全課	※1
3	狩猟免状再交付手数料	1,000	り災証明書※申立書2	環境生活部 自然保護課	※1
4	狩猟者登録証再交付手数料	1,100	り災証明書※申立書2	環境生活部 自然保護課	※1
5	狩猟者記章再交付手数料	1,000	り災証明書※申立書2	環境生活部 自然保護課	※1
6	調理師免許証書換え交付手数料	3,200	り災証明書	環境生活部 県民くらしの安全課	
7	調理師免許証再交付手数料	3,600	り災証明書※申立書2	環境生活部 県民くらしの安全課	※1
8	製菓衛生師免許証書換え交付手数料	3,200	り災証明書	環境生活部 県民くらしの安全課	
9	製菓衛生師免許証再交付手数料	3,600	り災証明書※申立書2	環境生活部 県民くらしの安全課	※1
10	第一種動物取扱業登録証再交付手数料	1,900	り災証明書※申立書2	環境生活部 県民くらしの安全課	※1
11	准看護師免許証書換交付手数料	3,500	り災証明書	保健福祉部 医療政策室	
12	准看護師免許証の再交付手数料	4,200	り災証明書※申立書2	保健福祉部 医療政策室	※1
13	保健婦免状書換交付手数料	3,500	り災証明書	保健福祉部 医療政策室	
14	看護婦免状又は看護人免状の書換交付手数料	3,500	り災証明書	保健福祉部 医療政策室	
15	保健婦免状再交付手数料	4,200	り災証明書※申立書2	保健福祉部 医療政策室	※1
16	看護婦免状又は看護人免状の再交付手数料	4,200	り災証明書※申立書2	保健福祉部 医療政策室	※1
17	診療エックス線技師免許証再交付手数料	4,400	り災証明書※申立書2	保健福祉部 医療政策室	※1
18	診療エックス線技師免許証書換え交付手数料	3,900	り災証明書	保健福祉部 医療政策室	
19	介護支援専門員証再交付手数料	1,100	り災証明書※申立書2	保健福祉部 長寿社会課	※1
20	保育士登録証書換え交付手数料	1,600	り災証明書	保健福祉部 子ども子育て支援室	
21	保育士登録証再交付手数料	1,100	り災証明書※申立書2	保健福祉部 子ども子育て支援室	※1
22	栄養士免許証再交付手数料	3,600	り災証明書※申立書2	保健福祉部 健康国保課	※1
23	証明手数料	300	り災証明書		
24	証明手数料	400	り災証明書		

別紙2
岩手県保健所手数料条例に基づく手数料の全額を、次のとおり免除します。

- 1.手数料を免除する根拠
「岩手県保健所手数料条例第4条」
- 2.減免する手数料及び金額
免除する手数料は下表のとおりとし、その全額を免除します。
- 3.免除する期間
令和8年3月31日まで
- 4.免除を受けることができる方
住所又は採水場所が大船渡市（ただし、避難指示が発令された地区に限る）にある方。
- 5.手数料の所管課及び問い合わせ先
・県庁担当課
環境生活部 県民くらしの安全課
・振興局等担当
広域振興局保健福祉環境部及び保健福祉環境部保健福祉環境センター

番号	手数料等の名称	金額	手数料の根拠条例	添付書類	本庁所管課	備考
1	飲用水試験（化学検査（簡易検査））	5,130	保健所手数料条例		環境生活部 県民くらしの安全課	
2	飲用水試験（細菌検査）	3,340	保健所手数料条例		環境生活部 県民くらしの安全課	

別紙3
クリーニング業法施行条例に基づく手数料の全額を、次のとおり免除します。

- 1.手数料を免除する根拠
「クリーニング業法施行条例第6条」
- 2.減免する手数料及び金額
免除する手数料は下表のとおりとし、その全額を免除します。
- 3.免除する期間
令和8年3月31日まで
- 4.免除を受けることができる方
「大船渡市赤崎町林野火災」により被災された方（詳細はお知らせをご覧ください。）
注1：備考欄に「※1」のついている手数料は、免許等の再交付が必要な方でり災証明書の交付を受けられない方を含みます。
- 5.手数料の所管課及び問い合わせ先
・県庁担当課
環境生活部 県民くらしの安全課
・振興局等担当
広域振興局保健福祉環境部及び保健福祉環境部保健福祉環境センター

番号	手数料等の名称	金額	手数料の根拠条例	添付書類	本庁所管課	備考
1	クリーニング師免許証訂正手数料	2,900	クリーニング業法施行条例	り災証明書	環境生活部 県民くらしの安全課	※1
2	クリーニング師免許証再交付手数料	3,400	クリーニング業法施行条例	り災証明書※申立書2	環境生活部 県民くらしの安全課	※1

食品衛生法施行条例に基づく手数料の全額を、次のとおり免除します。

- 1.手数料を免除する根拠
「岩手県食品衛生法施行条例第15条」
- 2.減免する手数料及び金額
免除する手数料は下表のとおりとし、その全額を免除します。
- 3.免除する期間
令和8年3月31日まで
- 4.免除を受けることができる方
被災時に現に許可を受けている方で「大船渡市赤崎町林野火災」により被災された方（詳細はお知らせをご覧ください。）
注1：備考欄に「※1」のついている手数料は、免許等の再交付が必要な方でり災証明書の交付を受けられない方を含みます。
- 5.手数料の所管課及び問い合わせ先
 - ・県庁担当課
環境生活部 県民くらしの安全課
 - ・振興局等担当
広域振興局保健福祉環境部及び保健福祉環境部保健福祉環境センター

番号	手数料等の名称	金額	添付書類	県庁所管課	備考
1	魚介類競り売り営業許可申請手数料(新規)	23,000	り災証明書	環境生活部 県民くらしの安全課	被災施設の再建に限る
2	乳処理業許可申請手数料(新規)	23,000	り災証明書	環境生活部 県民くらしの安全課	被災施設の再建に限る
3	特別牛乳搾取処理業許可申請手数料(新規)	23,000	り災証明書	環境生活部 県民くらしの安全課	被災施設の再建に限る
4	食肉処理業許可申請手数料(新規)	23,000	り災証明書	環境生活部 県民くらしの安全課	被災施設の再建に限る
5	食品の放射線照射業許可申請手数料(新規)	23,000	り災証明書	環境生活部 県民くらしの安全課	被災施設の再建に限る
6	乳製品製造業許可申請手数料(新規)	23,000	り災証明書	環境生活部 県民くらしの安全課	被災施設の再建に限る
7	清涼飲料水製造業許可申請手数料(新規)	23,000	り災証明書	環境生活部 県民くらしの安全課	被災施設の再建に限る
8	食肉製品製造業許可申請手数料(新規)	23,000	り災証明書	環境生活部 県民くらしの安全課	被災施設の再建に限る
9	水産製品製造業許可申請手数料(新規)	23,000	り災証明書	環境生活部 県民くらしの安全課	被災施設の再建に限る
10	氷雪製造業許可申請手数料(新規)	23,000	り災証明書	環境生活部 県民くらしの安全課	被災施設の再建に限る
11	液卵製造業許可申請手数料(新規)	23,000	り災証明書	環境生活部 県民くらしの安全課	被災施設の再建に限る
12	食用油脂製造業許可申請手数料(新規)	23,000	り災証明書	環境生活部 県民くらしの安全課	被災施設の再建に限る
13	そうざい製造業許可申請手数料(新規)	23,000	り災証明書	環境生活部 県民くらしの安全課	被災施設の再建に限る
14	冷凍食品製造業許可申請手数料(新規)	23,000	り災証明書	環境生活部 県民くらしの安全課	被災施設の再建に限る
15	漬物製造業許可申請手数料(新規)	23,000	り災証明書	環境生活部 県民くらしの安全課	被災施設の再建に限る
16	密封包装食品製造業許可申請手数料(新規)	23,000	り災証明書	環境生活部 県民くらしの安全課	被災施設の再建に限る
17	添加物製造業許可申請手数料(新規)	23,000	り災証明書	環境生活部 県民くらしの安全課	被災施設の再建に限る
18	営業許可証書換え交付手数料	2,000	り災証明書	環境生活部 県民くらしの安全課	※1
19	営業許可証再交付手数料	2,500	り災証明書※申立書2	環境生活部 県民くらしの安全課	※1